

私立幼稚園を利用のお子さん

無償化対象年齢

3歳から5歳までの全ての子どもたち

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

私立幼稚園の新制度移行・未移行について

私立幼稚園には、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に運営形態を移行した施設とこれまでの運営形態を継続した施設(以降：未移行園)があります。どちらの形態で運営している施設であるかについては、お子さんの通園されている幼稚園にご確認ください。

利用料の無償化について

○新制度未移行の幼稚園

- 利用料が月額25,700円を上限に無償化されます。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。
- 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償。
- 新制度未移行の幼稚園を利用されている方については、「利用料（保育料）無償化」の対象となるには新1号認定申請書の提出が必要です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

○新制度移行の幼稚園

- 月額利用料が無償化されます。
- 1号認定を受けているお子さんについて、利用料無償化に関する手続きは必要ありません。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
※食材料費のうちの副食費の負担については別に記載しています「給食の材料にかかる費用(給食費)について」をご覧ください。

預かり保育の無償化について【共通】

○新制度移行の幼稚園

○新制度未移行の幼稚園

●預かり保育の無償化について

預かり保育の無償化の対象となるには、篠栗町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

●「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要となります。申請の詳細については、学校教育課にご連絡ください。

●月額利用料に加え、預かり保育の利用日数（450円×利用日数）に応じ、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子こどもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。

（月額1万1,300円 から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

問い合わせ先：学校教育係 TEL092-947-1360